先端的デジタル活用企業立地促進補助金の手続きフロー

1．認定申請書の提出

提出時期　事業計画が明らかになったとき

○認定申請は鳥取県立地戦略課へ郵送又は持参してください。

認定日

認定通知書到着

５年以内

新たに新増設した事業所での操業開始

【認定した事業を変更・中止・廃止したい場合】
県の承認が必要です。必要な手続きは担当までご相談ください。

A　要件充足日

補助要件の充足（事業開始日）

2．開始届の提出

B　Aより１年後

提出時期　速やかに

○開始届は鳥取県立地戦略課へ郵送又は持参してください。
○５年以内に補助要件充足の見込みがないときは辞退届の提出が必要です。

１年以内

交付申請日

3．補助金交付申請書・実績報告書の提出（１年目）

提出時期　速やかに　※申請可能日から１年経過すると申請できません

○申請書類は鳥取県立地戦略課へ郵送又は持参してください。
○証憑書類が全て揃っていることが必要です。

4．補助金検査の受検

○担当者が日程調整のための連絡をさせていただきます。
○ご提出いただいた証憑書類の原本確認等を行います。

補助金交付決定通知書及び額の確定通知書到着

補助金の受領

C　Bより１年後

○ご提出いただいた振込依頼書に記載の口座に入金します。
○支払時期は、担当者より別途ご連絡します。

１年以内

交付申請日

5．補助金交付申請書・実績報告書の提出（２年目）

以降、繰り返し。最長５年間。

提出・問い合わせ先　鳥取県商工労働部立地戦略課
鳥取県鳥取市東町1-220
電話　0857-26-7245